

退職者の皆様へ

大和ハウス工業株式会社

石綿(アスベスト)問題への対応について

拝啓 皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、当社の元従業員の方1名が中皮腫によりお亡くなりになりました。

つきましては、過去に石綿含有建材を取り扱っていた工場、施工現場において、業務中に石綿を吸引した可能性のある方々を中心に、石綿健康診断を受診いただくことをお勧めするとともに、石綿が原因で中皮腫等の診断を受けられた方がいらっしゃる場合には、ご連絡をいただきたくお願い申し上げます。

なお、石綿健康診断の受診要領につきましては下記のご案内をご参照願います。

敬 具

記

1. 石綿健康診断について

【該当基準(目安)】

- (1)以下の作業を行っていた工場または施工・解体現場で管理・検査・立会等の業務に継続的に従事していた。
 - (a)外壁面材等の石綿含有建材の取扱い(切断、孔明け、切削、ビス穴明け等)作業
 - (b)石綿吹付作業
 - (c)石綿又は石綿含有建材を含む建築物・工作物等の解体作業
- (2)教育・研修等により石綿含有建材を加工する等の取扱いを行った。
- (3)震災時等の仮設現場応援等の際に、石綿を含有していると思われる解体時等の粉塵を吸引した。及び、各々上記項目以外に、石綿吹付施工された建屋で業務を行っていた等、何らかの業務時に暴露した可能性のある経験・自覚がある方。

【対象者】

大和ハウス工業に在籍があった退職者の方で、上記基準に該当する石綿健康診断を希望される60歳以上の方。

【健康診断の内容】

胸部レントゲン直接撮影および問診。

一次診断以降で石綿による発症の疑いがあった場合はご相談下さい。

【健康診断の申込み先】

労災病院、または結核予防会、その他石綿健康診断が実施可能な医療機関へ直接お申込みいただき受診願います。

【診断結果について】

診断により、異常・発症等が認められ石綿が原因と疑わしい結果が出た場合には、今後の対応も含めご相談下さい。

【費用負担について】

健康保険対象外(一般的には一次診断)は全額会社負担(交通費は個人負担となります)。

※石綿健康診断と明記されている領収書と振込先の判るもの(銀行名、支店名、普通・当座、名義(カナ)、口座番号が必要です。郵便局は不可です)を添えて、下記問合せ先までご送付願います。後日お振込みさせていただきます。

【対象期間】

希望される方は、毎年10月1日から3月31日の間で定期的に受診いただいて結構です。

その都度上記と同様に費用は負担いたします。

【その他】

平成18年にも企業年金基金から同様の通知をご送付させていただきましたが、退職後のご住所につきまして、転居等により把握できず書類が送付されていない場合がありますので、お知り合いの退職者の方で健康診断を希望される方がいらっしゃいましたら、情報をお伝えいただきたくお願い申し上げます。

2. お問い合わせ窓口

大和ハウス工業株式会社 人事部厚生グループ 近久(ちかひさ)・白根(しらね)

〒530-8241大阪市北区梅田3-3-5 TEL:06-6342-1385

以 上